

総社市新庁舎広告付き A E D 設置業務仕様書

1 業務名

総社市新庁舎広告付き A E D 設置業務

2 業務概要

次に定める事項について、事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

- (1) A E D 本体を含む機器の設置
- (2) (1) の消耗品の交換, 故障対応等の保守管理
- (3) 履行期間終了時の撤去及び原状回復
- (4) 広告主の募集, 広告枠の販売及び広告の製作
- (5) 広告掲出に係る行政財産使用料の納入

3 履行予定期間

令和 7 年 4 月 2 1 日から令和 1 4 年 4 月 2 0 日まで (7 年間) を原則とする。

ただし, メーカーが定める A E D 本体の耐用年数が 7 年以上の場合, 協定書締結前に本市及び事業者が協議し, A E D 本体の耐用年数の範囲内で事業期間を延長することができるものとする。

※ 協定書締結日から事業開始日の前日までは, 機器の設置・調整, 広告主募集等に伴う準備期間とする。

4 履行場所

総社市役所 新庁舎 (岡山県総社市中央一丁目 1 番 1 号)

- (1) A E D 設置場所及び設置台数

庁舎棟 1 階 : 1 台

庁舎棟 3 階 : 1 台

- (2) 広告掲出場所

本市と協議し, 決定すること。

※ A E D の設置台数については最低限の数量であり, 実際に設置する A E D の数量及び広告の数量は, 本市と協議のうえ決定するものとする。

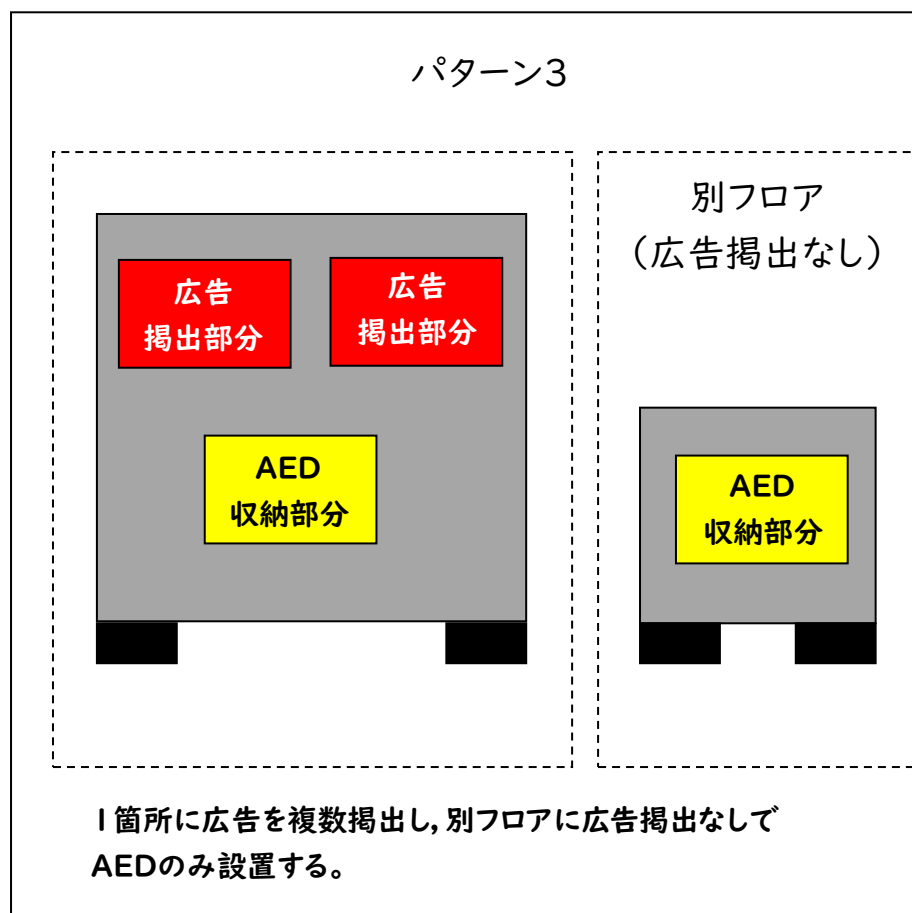
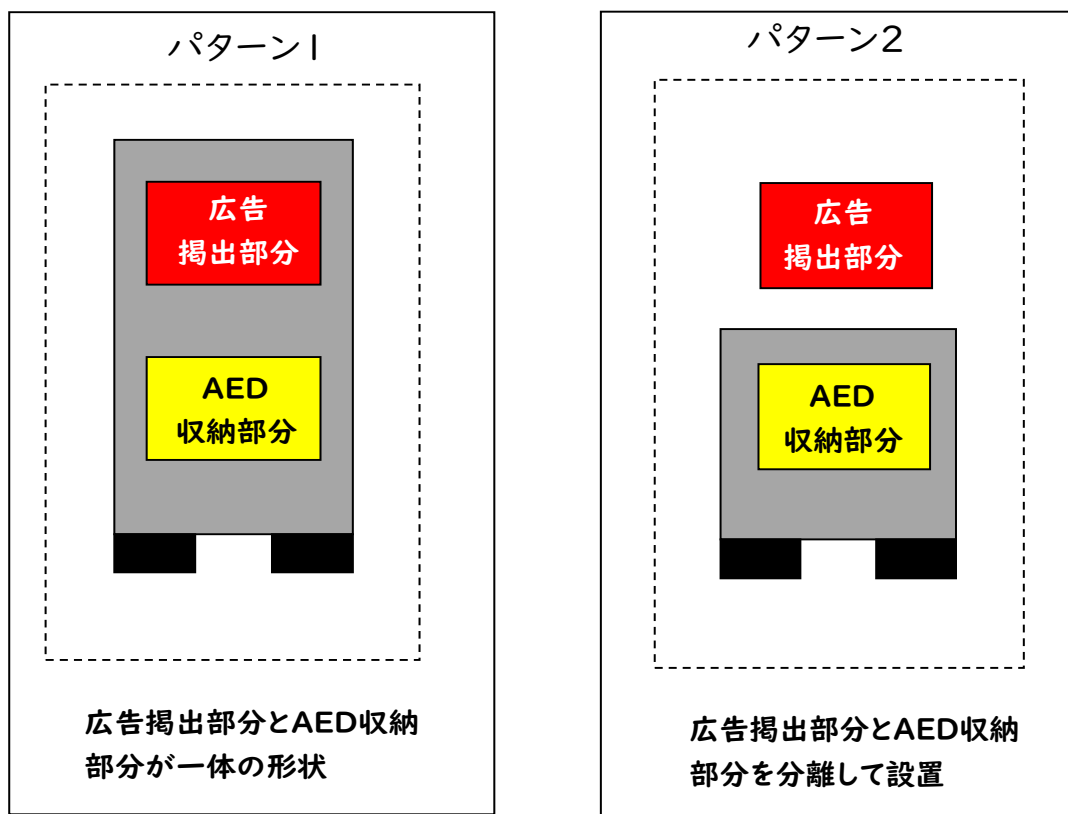
5 機器の仕様

- (1) 形状

想定する機器の形状は次のとおりとし, 広告掲出及び A E D の維持管理する際に電力が必要ないものを設置すること。

なお, 設置場所の状況に応じて, より効果的な形状や色が考えられる場合は, 協定書締結後, 本市と協議のうえ, 変更することができるものとする。

● 広告掲出及びAED収納想定パターン



(2) AED本体及び付属品

ア 次の仕様を満たす製品であること。

(ア) 本体（電極パッドを含む）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の認可がされていること。

(イ) JRC蘇生ガイドライン2015（日本版）に対応した機器であること。

(ウ) 音声ガイドが日本語であること。

(エ) 小児に対して使用可能であること。成人・小児用の切り替えについては、キーの挿入またはスイッチ切り替え等によるワンタッチ操作で対応可能な機器であること。

(オ) 例示品と同等以上の性能を有すること。

①：フィリップ社製 ハートスタートFRx+

②：日本光電工業株式会社製 AED-3150

イ AED本体以外のほか、次のものを付属すること。

(ア) 保管・携行するためのケース

(イ) 除細動パッド2組

※成人・小児共通パッドとすること。1組は本体に装着し、もう1組は予備としてキャリングバッグに入れておくこと。

(ウ) バッテリーパック

(エ) 取扱説明書（日本語）

(オ) その他AED本体を使用するうえで必要な付属品

ウ 本体、バッテリーパック及びパッドは、耐用期間内のものを常時使用すること。

6 機器等の設置・保守管理・撤去

(1) 広告付きAEDの設置及び保守管理は、すべて事業者が行うものとする。

(2) 機器は、施設の運営及び災害時の避難誘導の支障とならない構造及び設置場所とすること。また、施設との調和に配慮したデザイン・色調とすること。

(3) 機器の設置にあたっては、本市と事前に日程及び方法を調整のうえ、施設利用者に危険を生じない方法で行うこと。また、本市に操作方法等を説明すること。

(4) 機器設置完了後10日以内に、「納入物品詳細報告書（任意の様式）」を作成し、速やかに本市へ提出すること。

納入物品詳細報告書には、納入場所、型番、シリアル番号（ロケット番号）等の個体識別情報、有効期限（納入したAED本体、パッド、バッテリーの各々の使用可能な期間の終期をいう。ただし、厳密な有効期限を示すことが困難な場合は、推奨される使用可能な期間の終期を有効期限とみなすことを可とする。）

(5) 転倒防止等の安全措置や設置状況については、適宜目視点検等の確認を実施すること。

(6) AEDについては、本体の耐用期間や電極パッド等の消耗部品の交換時期を把握し、常に使用可能な状態を維持するよう適切な点検、交換を実施すること。また、AED使用後には、電極パッド等の消耗品の交換を速やかに行うこと。

(7) 故障発生時等の緊急時には、AEDを使用できない期間が生じることの無いよう、速やかに復旧作業を行うこと。また、緊急連絡先をAED収納部分等に明示すること。

(8) 事業者は、AEDの設置、撤去、清掃、広告の変更作業等を行う場合は、事前に本市と日程調整すること。

(9) デジタル媒体の広告について、音の出る広告は認めない。

7 機器の運用

- (1) 機器及び広告を原因とした事故・トラブルに対し、施設利用者等から苦情や損害賠償の請求がなされた場合は、本市の責めに帰すべき理由がある場合を除き、事業者の責任及び負担にて解決し、内容について速やかに本市へ報告すること。
- (2) 破損等による修繕、広告内容の変更等のメンテナンス及び更新を定期的に行うこと。
- (3) 機器の維持管理等により施設内で作業を行う場合は、事前に本市担当者と日程調整を行うこと。
- (4) 撤去の際は、原状回復すること。
- (5) 機器の設置位置、広告掲載内容等に対し、本市から軽微な移設や内容変更等の指示があった場合は、それに従い適切に対応すること。

8 広告掲載

- (1) 広告主の募集は、事業者において行うこと。
- (2) 掲載する広告は、総社市広告掲載要綱（平成20年総社市告示第93号）及び総社市広告掲載要綱（平成20年総社市告示第93号）に係る運用基準を遵守するとともに、掲載前に、市の承認を得たものののみ掲載するものとする。
- (3) 広告主の募集にあたり、事業者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに市が広告の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮すること。

9 行政財産の使用許可及び費用負担

- (1) 事業者は、広告掲載物の設置に関し、施設管理規則に基づく使用許可を受けること。
- (2) 広告掲載物の設置スペースに係る使用料（各年度の市基準額による。）を毎年度、市へ納入すること。
- (3) 機器の保守管理費のほか、設置、修理、備品交換、撤去、軽微な移設等に係る費用はすべて事業者が負担するものとする。機器の形状変更や大規模な移設等に係る費用は、市と事業者が協議のうえ決定するものとする。

10 その他

- (1) 施設の管理・運営上、施設内の別の場所への移動・設置を指示する場合がある。
- (2) 事業者は、AEDの設置、広告等の製作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する際には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 本仕様書及び協定書等に定めのない事項については、必要に応じて市及び事業者が協議し定めるものとする。